

公益財団法人秦野市スポーツ協会の評議員、役員等の報酬、費用
弁償等を定める規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、次の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人秦野市スポーツ協会定款（平成28年4月1日施行）第13条第3項及び第29条第3項の規定による、評議員の報酬の基準及び会長等役員等の報酬額
- (2) 報酬の支給方法等その他必要な事項
(報酬等の基準及び額)

第2条 公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）は、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の使用人を兼務している役員及び秦野市の特別職職員、一般職職員並びに神奈川県の県費負担職員の身分を有する役員には、報酬は支給しない。

- 2 専務理事を除く役員等の報酬は、理事会、評議員会、その他の職務執行上必要な会議に出席した都度、別表第1の非常勤役員等の報酬基準に基づき支給する。
- 3 専務理事を除く理事がこの法人の委員会に出席した都度、この法人の委員会規程に基づき謝金を支給する。
- 4 専務理事の報酬額は、別表第2に定めた額の範囲内で、評議員会で決定する。ただし、賞与については、6月1日及び12月1日にそれぞれ在任してなければならない。
- 5 会長及び副会長がこの法人の業務執行に関わる役員等の報酬額は別表第1の非常勤役員等の報酬基準に基づき支給する。

(通勤費)

第3条 役員等には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第4条 役員等がその職務を遂行するために必要な交通費及び旅費（宿泊費を含む。）は、この法人の旅費支給の例により支給する。

(報酬等の支給日、支給方法等)

第5条 この規程に定める報酬等は、月を単位とし、賞与については6月、

- 1 2月に会長が指定する日に支給する。
- 2 この規程に定める報酬等は、法令により控除すべき金額を差し引いて、支給する。
- 3 この規程に定める報酬等は、支給を受けるべき者が指定する金融機関口座に振り込むことにより支給する。

(法律が定める公表)

第6条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第2項に規定する会長等の役員及び評議員の報酬等の支給基準に係る公表は、この規程を定めることにより実施したものとす。

別表第1（第2条関係）

非常勤役員等の報酬基準	日額 7,800円
-------------	-----------

別表第2（第2条関係）

専務理事の報酬額	月額 228,000円
	賞与 月額報酬の50%

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(旧規程の廃止)
- 2 公益財団法人秦野市スポーツ振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。